

議案第4号

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に
関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける
包括的支援事業の実施に係る基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条各号に掲げる職員が協働して包括的支援事
業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権
利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、
住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければ
ならない。

2 地域包括支援センターは、杉並区介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、
公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員)

第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び
当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める必要がある。